

新型コロナウイルス感染症対策に関する今後の取組について

令和2年5月27日

京都府新型コロナウイルス感染症対策本部

全国で緊急事態宣言が解除されたことを踏まえ、今後の新型コロナウイルス感染症対策に関する京都府の取組については、下記のとおり対応する。

1 「WITH コロナ」に対応した社会の構築

緊急事態宣言の解除は、新型コロナウイルス感染症の収束ではなく、このウイルスとの闘いは長丁場を覚悟する必要がある。今後は、ウイルスへの警戒を怠らないよう努めながら、社会経済の活動レベルを上げていくことが重要である。

このため、「POST コロナ」社会において京都産業が果たす役割を見定め、産業分野にとどまらず、子育てや教育をはじめとした全ての分野において「WITH コロナ」社会を乗り切る戦略の策定に着手する。

また、医療分野においては、感染拡大の兆しがみえた時点で、速やかに新型コロナ受入態勢へ変更することを前提に、新型コロナ受入病床の一部を柔軟に運用するとともに、受入病床の集約化や機能の明確化、宿泊療養施設の確保、PCR 検査体制の一層の充実等、第2波に備えた医療検査体制の充実を図る。

2 「新しい生活様式」の定着について

府民や事業者に対し、「三つの密」の回避や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策の継続など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着が図られるよう周知する。

また、スマートフォンによる接触確認アプリの導入等、ICT を活用した感染拡大防止策の普及に取り組む。

3 外出等の行動について

5月31日までの間においては、引き続き都道府県をまたぐ不要不急の移動、これまでにクラスターが発生しているような施設への外出を避けるよう促す。

6月1日から18日までの間においては、北海道、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県との間の不要不急の移動については慎重に検討するよう促す。

また、これまでにクラスターが発生しているような施設については、適切な感染防止策が実施されるまでは、外出を避けるよう促す。

4 催物（イベント等）の開催について

6月18日までの間においては、適切な感染防止策が実施されていることを前提に、

屋内であれば 100 人以下、かつ収容定員の半分程度以内の参加人数

屋外であれば 200 人以下、かつ人と人との距離を十分に確保（できるだけ 2 メートル）を目安として開催する。

6 月 19 日以降は、国の基本的対処方針等に示された目安（別紙）を踏まえ、段階的に規模要件（人数上限）を緩和する。

5 施設の使用について

5 月 31 日までの間においては、これまでにクラスターが発生した施設等については、引き続き施設の使用制限等の協力を要請する。

6 月 1 日以降は、業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等が実践されるなど、適切な感染防止策が実施されていることを前提に、全ての施設の使用制限等の協力要請を解除するが、再度クラスターが発生した場合は、施設の使用制限等の協力要請を検討する。

大学については、各大学と連携して作成した「大学等の再開に向けたガイドライン」を参考に、各大学において、感染拡大予防マニュアルが作成され、適切な感染防止策が実施されることを前提に 5 月 28 日から施設の使用制限の協力要請を解除する。

6 職場への出勤等

引き続き事業者に対して、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤等、人との接触を低減する取組を働きかける。

職場や店舗等に関して、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等の実践をはじめとして、感染拡大防止のための取組が適切に行われるよう働きかける。

7 第 2 波への備え

感染状況や医療提供体制を常時モニタリングする指標による注意喚起基準と行動自粛の再要請基準を定めており、数値の推移を公表する。

外出の自粛、催物の開催制限、施設の使用制限等の再要請については、隣接府県等の感染状況等も見ながら、総合的に判断し、段階的に協力を要請する。

詳細「新型コロナウイルス感染症対策に関する今後の取組について」

<http://www.pref.kyoto.jp/kikikanri/news/documents/20200527kongonotorikumi.pdf>